

# ことら送金サービス利用規定

## 1. (ことら送金サービス)

ことら送金サービスとは、①利用者の端末機（高機能携帯端末と呼ばれるインターネットに接続及び閲覧可能な当社所定のOS及びブラウザを備えた端末（スマートフォン及びタブレット端末等）を含みます。）にインストールされた当社所定のアプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用して、利用者の指定する預金口座（以下「送金指定口座」といいます。）から利用者の指定する送金資金を引き落としのうえ、利用者の指定するアカウント（当社の国内本支店の預金口座又は当社の承認する他の金融機関の国内本支店の預金口座若しくは他の金融機関若しくは資金移動業者が為替取引に係るサービスを提供するために利用者ごとに開設されるアカウント（以下「資金移動アカウント」といいます。）をいいます。以下同じです。）に対して、国内円での送金（以下、かかる送金を「ことら送金」といいます。）を行うサービスをいいます。また、②他のアカウントから利用者の指定する預金口座（以下「入金指定口座」という。）に対して国内円での送金が行われる場合において、当社が当該送金に係る資金を入金指定口座に入金する行為も本サービスに含まれるものとします。なお、当社においては②のサービスのみ取り扱うものとします。

## 2. (対象取引等)

(1) ことら送金サービスは、次に掲げる要件を全て満たすアカウント（送金指定口座及び入金指定口座を含みます。）間の送金のみを対象とするものとします。

- ① 個人が開設したアカウントであること
- ② 国内居住者のアカウントであること
- ③ アカウントが預金口座の場合は、普通預金、貯蓄預金及び当座預金のいずれかであること

(2) ことら送金サービスの1回当たりの送金上限額は10万円とします。ただし、アプリにて送金上限額が別途定められている場合は、当該送金上限額を超えることはできません。

## 3. (ことら送金の依頼)

(1) ことら送金の依頼を行う場合は、別途送金指定口座の取扱金融機関またはアプリにて定める方法及び操作手順に従ってください。

(2) アプリの誤操作・誤入力によって生じた利用者の損害について、当社は責任を負いません。

#### **4. (送金依頼の変更・取消しの取扱い)**

ことら送金の依頼内容の変更又は取り消しについては当社ではお取扱いしておりません。

#### **5. (通知・照会の連絡先)**

(1) ことら送金サービスについて利用者に通知又は照会をする場合は、送金指定口座又は入金指定口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。

(2) 前項の場合において、連絡先の届出不備、誤入力又は電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

#### **6. (入金指定口座への入金)**

預金規定等関連する取引規定においては、他のアカウントから入金指定口座に入金された資金は、為替による振込金と同様にお取り扱いします。

#### **7. (利用時間)**

ことら送金サービスの利用時間は、当社が定める利用時間内としますが、送金先又は送金元の金融機関又は資金移動業者の利用時間の変動等により、当社の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

#### **8. (不正利用の調査等)**

(1) 当社は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報を、業務上必要な範囲で、他の金融機関及び資金移動業者並びにこれらの利用者に対して提供する場合があります。

(2) 当社は、ことら送金サービスの不正利用の調査及び検知のため、利用者の情報(他の金融機関及び資金移動業者の利用者の情報を含みます。)を、業務上必要な範囲で利用する場合があります。

(3) ことら送金サービスの不正利用等があったことを利用者にて認知した場合は、速やかに当社へご連絡ください。

#### **9. (免責規定等)**

次の各号の事由によってことら送金サービスの利用ができない場合であっても、これによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当社又は金融機関若しくは資金移動業者の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当社以外の金融機関又は資金移動業者の責に帰すべき事由があったとき

#### 10. (譲渡、質入れの禁止)

ことら送金サービスに基づく利用者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### 11. (規定の変更)

本規定の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社所定の方法により変更内容を周知することにより、変更できるものとします。この変更は、周知の際に規定する適用開始時から適用されるものとします。

以上

(2025 年 2 月 19 日現在)